

特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会旅費規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会(以下「協会」という。)の役員及び事務局職員が、本会の用務のため出張する旅費を支給するために、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、航空賃、日当、宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 航空賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 車賃は、路程に応じ1 kmあたりの定額または実費により支給する。
- 5 日当は、出張中の日数に応じ1日あたりの定額により支給する。
- 6 宿泊料は、出張中の日数に応じ1夜あたりの定額により支給する。

(出張命令等)

第3条 出張は、役員については会長が、事務局長については専務理事が、事務局員については事務局長の出張命令によって行われる。

- 2 出張命令者は、すでに発した出張命令を変更する必要があると認める場合には、自らまたは出張者の申請により変更することができる。

(鉄道賃、車賃、航空賃)

第4条 鉄道賃、車賃、航空賃の額は、羽村市職員の旅費に関する条例に準じて支給する。

(日当)

第5条 日当の額は、別表1のとおりとする。なお、事務局職員は費用弁償のみとする。

(宿泊料)

第6条 宿泊料の額は、別表1のとおりとする。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表1

日 当 (東京都)	1,200円	支給しない
	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市 瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	
	23区を除く市町村の区域 (島嶼町村を除く) 会議、研修、講習、講演の参加	2分の1
宿泊料	11,000円	

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。